

ワーキング・グループ1の第2回における主な意見一覧

注：事務局において要約したものであるため、正確な発言内容については議事録を参照願います。

議題1 適切な後見人等の選任等に向けた環境整備

- リーガルサポートでは、会員による不正等、現行法上の解任事由に該当する事案を把握した場合には、業務の趣旨を著しく逸脱し、事件の当事者の利益を害するおそれがあると判断して、家庭裁判所に情報提供している。新制度下では、新たな解任事由に該当し得る事案についても家庭裁判所への情報提供を行うことが考えられるが、どのような事案が解任事由に該当するかについて家庭裁判所と専門職団体との間で認識共有を図る必要がある。
- 本人や家族からの苦情等については、福祉や権利擁護の視点が必要となり、専門職団体のみでは対応が困難な場合もあることから、地域権利擁護相談支援センター等と連携し、多様な関係者による検討・調整といった仕組みの検討も必要ではないか。
- 苦情対応に関する関係機関の連携フロー図について、新たな制度に即した連携の在り方や、専門職団体、地域権利擁護相談支援センター、家庭裁判所等の役割分担を整理した上で、新たなフローの検討が必要である。
- 本人情報シートは選任時だけでなく、補助人等の交代、代理権等の追加・削除、補助終了及び制度の再利用の判断など、継続的なアセスメントのためのツールとして積極的な活用を位置づけることを検討すべきである。
- 本人情報シートについては、作成主体や作成に要する費用負担、実際の運用状況等について実態把握を進める必要がある。
- 家庭裁判所が後見人等の選任に当たって重視している支援チームの形成状況や候補者選定の検討過程が、本人情報シート等を通じて家庭裁判所へ適切に伝わる仕組みを検討する必要がある。また家庭裁判所内の考え方を支援者側へ共有する必要がある。

- 受任調整に当たっては、候補者の調整だけでなく、初期相談段階における支援ニーズの精査や法的課題を含めた対応を多職種で検討する仕組みが重要である。このための体制と予算の確保が必要である。
- 中核機関等において、専門職へ随時相談できる体制を整備し、必要な法的課題への対応や優先順位等について助言を受けながら、支援方針や候補者選定を行える環境を確保する必要がある。
- 相談支援の段階から、後見人等の交代や制度終了まで見据えた候補者調整を行うことが重要である。
- 新制度における適切な選任とは、必要な権限の見極めや本人同意の確認を含む一連のプロセス全体を指すものであり、それが適切に行われるよう、市町村において仕組み作りを行う必要がある。
- 中核機関の整備状況に応じて必要な機能を整理し、設置数ではなく機能発揮の状況を評価する観点から KPI 等を整理することで、各市町村の適切な仕組み作りにつながるのではないかと。
- 苦情対応については、一部の地域を除き、対応フローについての十分な共通認識が形成されていない。第三期基本計画では、スキームに中核機関、専門職団体、家庭裁判所の役割の整理も入れ込むべきである。また、苦情を即、解任事由捉えんとするのではなく、地域権利擁護相談支援センター等で十分な調整を行った上で、必要な事案を家庭裁判所につなぐ運用体制を構築する必要がある。

議題2 担い手の確保・育成等の推進

- 法人後見実施団体については、今後、任意後見の受任者としての活用可能性も検討する必要がある。
- 新たな第二種社会福祉事業について、民間の高齢者等終身サポート事業者が、任意後見、死後事務、入院・入所手続支援を一体的に提供する一方、社会福祉協議会等では任意後見まで担うことが難しい場合があり、利用する事業者によって任意後見への接続可否に差が生じることが懸念される。
- 例えば社会福祉協議会によって、少額の財産管理を新たな事業の無低部分で行うような任意後見の契約ができれば、任意後見監督人を選任する必要が無く、任意後見利用促進の妨げになっている高コストの課題を解消出来るのではないかと。
- 新制度の下で、市民後見人へのリレーを前提に制度利用を継続すること、終了後の地域支援へ移行すること、どちらが理想なのかといった一定の運用モデルを示す必要がある。

- 市民後見人の十分な活用がなされていない。必要性が市町村に意味づけ出来ていないことが要因ではないか。市民後見人を法人後見等のリレー先として捉えるのではなく、意思決定支援を担う地域の重要な資源として位置づけ直す必要がある。
- 市民後見人の養成の過程で、受任前の準備として認識されてきた法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員等としての活動は、権利擁護支援の重要な実践として位置付けるべきである。
- 法人後見実施団体が長期的・困難事案の対応に前向きでないのは、対応するために必要な専門職を含めたスタッフを後見人の報酬だけでは維持出来ないためである。後見報酬とは別の安定的な財源を確保する必要がある。
- 法改正後の市民後見人の位置づけ・役割について、早期に示す必要がある。現場では、包括代理権がなくなるので、市民後見人が必要なくなるのではないかと、こういった整理になるのかといった疑問が山積している。市民後見人はこれから益々重要になること、カリキュラムの見直しを国や都道府県がどこまで行うのか等を示すべきである。
- 市民後見人の養成を行っても実際の受任につながらない地域が多い。家庭裁判所がどのような検討の上で市民後見人を選任しているのか不透明な点が壁になっている。
- 担い手育成が進まない背景には、市町村規模や担当職員体制の違い等もあることから、好事例だけでなく取組が進まない地域の課題も分析する必要がある。
- 市民後見人として活動する人材を地域住民が認識し、身近な相談先として理解できる環境づくりが重要である。

議題3 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- 法改正後は、市町村長申立てそのものに変更はないものの、権限縮小や補助終了の場面において、市町村や中核機関が本人の状況把握や支援調整に関与していくことが、「終われる後見」の実現において重要となる。
- 新たな補助制度では本人同意が重要となる。市町村長申立てにおいても、最初の相談支援から制度内容の説明、申立てに至るプロセスにおいて、本人意思の確認が丁寧に行われる仕組みを構築する必要がある。
- 後見人の報酬助成の財源について、利用者の負担を増やさないためには、市の予算要求を適切に行い、助成額を十分に確保する必要がある。市の予算要求を適切に行うために、報酬の算出根拠を事前に示していただけないか。

- 成年後見制度利用支援事業について、現状は市町村によって差があるが、全国統一的な基準を設ける必要がある。また全国統一の基準を実効性あるものとするためには、市町村だけに負担を負わせるのではなく、国が財政面で支援する必要がある。
- 市町村長申立てについては、相談から申立てまで長期間を要する事例があり、3ヶ月くらいの標準的な処理期間で処理するための体制作り、調査の統合、仕組みの整理、事務体制の強化、専門職との連携体制作り等が必要である。
- 市町村長申立てと親族との関係の課題については、親族調査の厳格化が必要な状況ではなく、むしろ、虐待事案など、必要な市町村長申立がされないことが問題である。
- 高齢者虐待対応ややむを得ない事由による措置については、新たな規制強化が必要な状況ではなく、これまでの考え方や基準の徹底を図るべき状況にある。
- 地方との連携について、法テラスによる相談支援や専門職派遣等を、オンライン出張等のインフラも十分に活用した上で、中核機関との積極的な連携を強化する必要がある。
- 新制度では、弁護士が代理権を付与されて法律事務を行うことも想定される。当該法律事務に対する報酬助成について、総合法律支援法の改正を含めて検討する必要がある。
- 高齢者虐待対応において、市町村長申立てや成年後見制度利用が十分に行われているか検証するとともに、市町村を支援する都道府県の体制を強化する必要がある。
- 市町村長申立てについて、申立てで中核機関へ候補者調整を依頼したら終わりではなく、後見人等選任後の報酬助成まで含めて市町村が考えることができるようになるような研修内容としてほしい。
- 法テラスを活用した本人申立ては、本人の制度理解や意思決定支援につながるため、今後も推進することが望ましい。法テラスを申立費用支援だけでなく、本人申立てを支え、制度理解や意思決定を支援する地域基盤として活用すべきである。
- 法テラスを活用した本人申立てや専門職相談事案の中にも、市民後見人に適した事案が存在することから、市町村長申立て以外の事案も含めて市民後見人候補事案を発掘する必要がある。